

草加都市計画高度地区の変更（八潮市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

決 定 年 月 日
令 和 5 年 10 月 6 日
八 潮 市

種 類	面 積	備 考
高度地区 （第一種高度地区）	約 131.8 ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる）の最高限度は25mとする。 ただし、居住の用に供する部分の高さの最高限度は15mとする。
高度地区 （第二種高度地区）	約 1,096.1 ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる）の最高限度は25mとする。

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

草加都市計画道路3・4・21号草加彦成線の一部区間の整備が完了したことから、区域区分の境界の変更と併せ、当該都市計画道路の北側道路端を高度地区の境界とするものです。